

2008年10月14日

日 本 銀 行

## 「国債の条件付売買基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、最近における国際的な金融情勢の展開を踏まえ、適切な金融調節を通じて金融市場の安定確保を図るため、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

### 記

1. 「国債の条件付売買基本要領」（平成14年9月18日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」を別紙2のとおり制定すること。
3. 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」（平成20年9月18日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」（平成20年9月18日決定）を別紙4のとおり一部変更し、これに沿ってニュー

ヨーク連邦準備銀行との間のスワップ取極の内容を一部変更すること。

以 上

< 本件照会先 >

企 画 局	坂 本 ( 03-3277-2800 )
	中尾根 ( 03-3277-3768 )
金 融 市 場 局	千 田 ( 03-3277-1244 )
	福 田 ( 03-3277-1272 )

## 「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

7.(2)を横線のとおり改める。

## (2) 時価売買価格比率

時価売買価格比率は、買入または売却の別およびならびに売買国債の種類および残存期間に応じ、別表1に定めるとおりとする。

別表1を横線のとおり改める。

別表 1

## 時価売買価格比率

## 1. 買入の場合

(1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

<del>(1)</del> イ. 残存期間1年以内のもの	1.001
<del>(2)</del> ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	1.007
<del>(3)</del> ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	1.017
<del>(4)</del> ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	1.024
<del>(5)</del> ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	1.033
ヘ. 残存期間30年超のもの	1.051

(2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	1.001
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	1.007
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	1.022
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	1.022

(3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	1.013
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	1.019

ハ．残存期間5年超10年以内のもの	1.025
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	1.038
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	1.051
ヘ．残存期間30年超のもの	1.057

## 2．売却の場合

### (1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

（1）イ．残存期間1年以内のもの	0.999
（2）ロ．残存期間1年超5年以内のもの	0.993
（3）ハ．残存期間5年超10年以内のもの	0.984
（4）ニ．残存期間10年超20年以内のもの	0.977
（5）ホ．残存期間20年超30年以内のもの	0.969
ヘ．残存期間30年超のもの	0.954

### (2) 変動利付国債

イ．残存期間1年以内のもの	0.999
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	0.993
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	0.979
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	0.979

### (3) 物価連動国債

イ．残存期間1年以内のもの	0.988
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	0.982
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	0.976
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	0.965
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	0.954
ヘ．残存期間30年超のもの	0.948

## (附則)

- この一部改正は、平成20年10月30日より実施する。
- 本日より平成20年10月29日までの間は、以下の時価売買価格比率を適用する。

## 時価売買価格比率

### 1. 買入の場合

#### (1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

イ. 残存期間1年以内のもの	1.002
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	1.006
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	1.019
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	1.036
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	1.048
ヘ. 残存期間30年超のもの	1.071

#### (2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	1.002
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	1.006
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	1.009
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	1.009

#### (3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	1.013
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	1.019
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	1.031
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	1.051
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	1.071
ヘ. 残存期間30年超のもの	1.085

### 2. 売却の場合

#### (1) 売買国債(変動利付国債および物価連動国債を除く。)

イ. 残存期間1年以内のもの	0.998
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0.994
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0.982
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	0.967
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	0.957
ヘ. 残存期間30年超のもの	0.938

#### (2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	0.998
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	0.994
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	0.991

二．残存期間10年超20年以内のもの	0.991
(3) 物価連動国債	
イ．残存期間1年以内のもの	0.988
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	0.982
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	0.970
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	0.954
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	0.938
ヘ．残存期間30年超のもの	0.927

「資産担保コマーシャル・ペーパー等の適格性判定に関する特則」

- 1 . 資産担保コマーシャル・ペーパーまたは資産担保短期債券の適格性判定においては、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)5 .の取引先または取引先の関係企業が保証する債務の取扱いに関する定めを適用しない。
- 2 . 本行は、本行資産の健全性を確保する観点から、特定資産の信用度その他に特段の問題があると認める場合には、1 .と異なる取扱いをすることができる。
- 3 . 本措置は、平成20年10月末までの総裁が別に定める日から実施し、平成21年4月30日をもって廃止する。

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

1. を横線のとおり改める。

1. 趣旨

この基本要領は、最近における米ドル市場の流動性の状況が円市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、米ドル資金供給オペレーション（適格担保を根担保として、~~貸付利率を入札に付して~~行う公開市場操作としての米ドル建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

6. を横線のとおり改める。

6. 貸付利率および利息の徴収

(1) 貸付利率

次のいずれかの方式による。

イ. 金利入札方式

貸付利率は、~~これを~~入札に付してコンベンショナル方式により決定する方式。ただし、ニューヨーク連邦準備銀行が指定する貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場における



実勢金利をその下限とする。

ロ．固定金利方式

ニューヨーク連邦準備銀行が貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場における実勢金利を勘案して指定する利率を貸付利率とする方式。

( 2 ) 利息の徴収

利息の徴収は、( 1 ) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

( 附則 ) この一部改正は、本日より実施する。

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中一部改正

5 . を横線のとおり改める。

5 . 引出限度額

実行残高の上限として、~~1,200億ドル~~設定しない